

第46回 埼玉県サッカー少年団大会 地区予選実施要項（案）

第46回埼玉県サッカー少年団大会地区予選の実施要領を、次のとおり定める。

各地区協議会等は、ホームページ掲載予定の「第46回埼玉県サッカー少年団中央大会実施要項（案）」を参考にするとともに、本要領に基づき「地区予選実施要項」を具体的に規定して開催するものとする。

- 1 主 催 公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団
公益財団法人埼玉県サッカー協会／埼玉県教育委員会
- 2 主 管 埼玉県スポーツ少年団サッカー部会／埼玉県第4種少年サッカー連盟
- 3 運 営 各地区協議会等
- 4 期日会場 平成29年8月下旬～12月中旬 各地区会場
- 5 参加資格
 - (1) 2017年度埼玉県スポーツ少年団に登録済のチームであること。
 - (2) 前(1)のチームに団員登録済の選手であり、13歳未満の小学生で、スポーツ安全傷害保険に加入していること。
 - (3) スポーツ少年団登録に併せて異なるチーム所属として（公財）日本サッカー協会第4種登録済の選手は、第4種登録チームの所属選手で、参加しなければならない。
 - (4) 転校又は転居による場合を除き、本大会予選開始以降の移籍登録選手の参加は不可とする。
 - (5) 同一の単位団による複数エントリーについては、上限を2チームとし、次の要件を充足している場合にあつてはこれを認めることとする。
 - 1 スポーツ少年団に登録済の6年生が当該チームに21名以上在籍していること。
 - 2 それぞれのチームに6年生がエントリーされていること。
 - 3 本大会の全ての試合（地区予選から中央大会）において、チーム間の移動をしないこと。
 - 4 指導者（代表者を除く）はそれぞれのチームを兼務しないこと。
- 6 参加資格の確認要領
 - (1) 地区予選運営責任者は、次の要領により参加申し込みチームの参加資格について確認する。
参加申し込みチームの参加資格について確認し、疑義がある場合は直ちに埼玉県スポーツ少年団サッカー部会長に報告する。（サッカー部会の審査により参加の可否を決定する。）
 - (2) 組み合わせ抽選前までに、参加申し込みチームのエントリー表及びスポーツ少年団登録用紙（登録確認用紙・指導者名簿・団員名簿）を確認する。
 - (3) 前項「参加資格（3）」の第4種登録済の選手については（公財）日本サッカー協会発行の選手証を確認する。
- 7 競技方法及び競技規則 地区大会の全ての試合は、8人制で行う。
公益財団法人日本サッカー協会競技規則2016／2017にて行う。
- 8 報告事項
 - (1) 地区予選実施要項：地区予選開始前までにスポ少部会 副会長あて [メール]
副会長 七五三和孝 <k.shime@pac.or.jp>
 - ・参加チーム数を付記
 - ・（公財）日本サッカー協会第4種登録のない参加チーム名（所在市町）
 - (2) 中央大会出場チーム名（所在市町）：地区代表決定後直ちにスポ少部会副会長あて [メール]
 - (3) 中央大会出場チームの地区予選エントリー表（原本） スポ少部会副会長あて [郵送等]
 - (4) 事業・収支報告：平成30年1月6日（土）までにスポ少部会財務部長あて [郵送等]
- 9
 - (1) 要項・確認事項の各条項が守れない場合、大会運営に対し不適切な行為があった場合については、本大会のフェアプレー・規律委員会において審議する。（JFA 規律規定による）
 - (2) 競技場内での水以外の“スポーツドリンク”等の持ち込み及び摂取については、JFA 通達（2011.5.31）の趣旨に鑑み、使用会場と調整を図りその可否について決定すること。

以上

平成29年7月31日

埼玉県スポーツ少年団サッカー部会 部会長 小山 進